

アジア諸国と人権 (その三六)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヴェトナムが日本とはほぼ同時期、すでに一九八二年に自由権規約の当事国となった背景には、おそらく次のような事情があったのではないかと考えられます。それはソ連（現在のロシア）の働きかけです。ソ連は一九一七年のロシア革命によって誕生しましたが、資本主義から社会主義への世界同時革命などと喧伝したため、英仏をはじめとする既存国家の政府から警戒され、大国でありながら国際連盟への参加がなかなか認められませんでした。参加が実現したのは、米国（米国自身は国際連盟に不参加）のボルシェビキ政権承認後の一九三四年になってからであり、しかもわずか五年後に

は、ナチスドイツの侵攻に備えて基地貸与をフィンランドに迫ったところ断られ、フィンランドを武力攻撃したことが連盟規約に違反するとして連盟を除名されるといふ、汚名を残しました。つまりソ連は、国際機構における少数者の悲哀を味わったわけで、実はそれが国際連合に参加する条件としてソ連が安全保障理事会における「拒否権」に固執する原因となったのです。それもあってソ連は自由権規約に社会主義諸国が参加するよう強く働きかけたものと思われれます。

ともかくヴェトナムは早くから自由権規約の当事国となり、一九九〇年には第一回の、二〇〇二年には第二回の、それぞれ国家報告審査を受けています。この両回とも報告の提出はかなり遅れています。二〇〇四年に予定された第三回報告もまだ提出されていません。そこで、新しい国連人権理事會が実施している普遍的定期審査（UPR）用にヴェトナム政府が提出した二〇〇九年の報告も参考にしながら、以下ヴェトナムの人権状況を検討してみましよう。

ヴェトナムの人権状況についてまず問題となるのは、司法の独立です。司法システムが活発に機能しない

理由としては、有能な法律家を育てる制度の欠如や司法に関する財政支出の不足も考えられますが、基本的には司法に対する政治の優位、とくに最高人民法院が政府の影響から独立していないこと、また法律の解釈について司法部が国民議會常設委員会の見解を求めかつそれに拘束されることが挙げられます。ヴェトナムの国名は「ヴェトナム社会主義共和国」であり、政治的にはヴェトナム共産党の一元独裁体制であって、他の政党を認めていません。そのため、集会・結社の自由は大幅に制約され、政府や政策を批判する団体やNGOなどの活動は厳しく制限されています。一九八六年の第六回党大会で、社会主義に市場経済システムを取り入れた「ドイモイ」（刷新）政策が採択され、その限りにおいて経済活動の自由化は図られました。その場合にも政府の政策が優先して、議会はそれに協賛せざるを得ず、司法部がそれを独自の立場から批判しえない点は、他の社会主義独裁政権と変わるところはないようです。

つまり、集会・結社の自由を含む「表現の自由」の実態が問題です。上に触れた二〇〇九年の報告は「すべての人びとの言論、新聞、表現、情報の自由を保障するこ

とはヴェトナムの変わらない政策である。ヴェトナムの憲法、新聞法、反腐敗法、苦情・非難法、（そして予定されている情報アクセス法）などなどは国際的な法や実行に即した新聞および表現の自由を明確に定めている」と述べています。そして、「ヴェトナムの新聞は社会的・集团的諸組織のフォーラムであり、社会と人びとの利益を守る道具である。新聞はまた、政策や法の実施をモニターする重要な力でもある。すべての市民はあらゆる政治的、経済的、社会的問題についてマス・メディアを通じてかれらの願望や意見やコメントを表明する権利を持っている。……実際、新聞は国家からかなり独立している」とも述べています。さらに報告は、多くのビジネス集団は各自のメディアを持って活動する許可を与えられており、ヴェトナム総人口の二・四パーセントがインターネットを利用していること、またブログの活用も奨励されていること、を明らかにしています。ただし、これらの行為について、ヴェトナム国家が「国家の安全保障、道徳的価値、伝統や慣習を保護し、子供を有害な影響から守るために」必要な規制を設ける、とも指摘しているのです。